

## 宗像都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画神湊第一地区地区計画を次のように決定する。

名 称	神湊第一地区地区計画	
位 置	神湊の一部	
面 積	約1.9ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の北部に位置し、また、豊かな樹林地に隣接する自然環境に恵まれた地区である。既に公共公益施設や福祉施設などが立地している。</p> <p>宗像市都市計画マスタープランでは、「公共・公益施設用地」に位置づけられ、住民が集う憩いの場の創出、医療の充実や福祉施設との連携が望まれている。</p> <p>そこで本計画は、医療・福祉機能を中心とした健康的で充実した生活を営む場としての土地利用を図る。</p>	
区 域 の 保 全 の 方 針 及 び 開 発	土地利用の方針	自然環境を保全しながら、公共公益機能をもつ医療福祉施設を中心とした土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定め、自然環境の中でゆとりある良好な拠点の維持・保全を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（ほ）項各号に掲げるもの 2 住宅（長屋を含む） 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうちその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 6 ホテル又は旅館 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令130条の6の2で定める運動施設 8 学校、図書館その他これらに類するもの 9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 10 自動車教習所 11 畜舎 12 工場
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の7
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20メートル以下とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。また、屋外広告物は、過大なものは避け、大きさ及び設置場所に留意し、周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。
備考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」